

平成23年第3回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（平成23年9月13日）

（午前9時57分 開会）

開会・会議宣告

- 議長（山崎数彦君） おはようございます。
ただいまから、平成23年歌志内市議会第3回定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。
ただいま出席している議員は8名でありますので、定足数を満たしております。

会議録署名議員の指名

- 議長（山崎数彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議規則により、会議録署名議員に1番梶敏さん、6番女鹿聡さんを指名いたします。

会期の決定

- 議長（山崎数彦君） 日程第2 会期の決定について議題といたします。
お諮りいたします。
この定例会を、本日から9月15日までの3日間とすることに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

諸般報告

- 議長（山崎数彦君） 日程第3 諸般報告であります。
事務局長に報告させます。
渡部議会事務局長。
- 議会事務局長（渡部一幸君） 報告いたします。
この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案11件及び報告2件であります。
次に、議長の報告でございますが、平成23年第2回定例会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。
また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。
次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。
以上で、報告を終わります。

○議長（山崎数彦君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

市 政 報 告

○議長（山崎数彦君） 日程第4 市政報告であります。

一般行政について、報告を求めます。

泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） ー登壇ー

おはようございます。

平成23年6月22日開催第2回定例市議会以降の市政報告1件を申し上げます。

台風12号と前線の影響による大雨被害についてでございます。9月4日に発生した大雨による被害について報告申し上げます。

台風12号と前線の影響により、本市におきましては、9月2日の降り始めから4日正午まで約200ミリの降雨がありました。これにより、文珠地区デイサービスセンターの裏手にある道有林に隣接する通称三坑の沢から鉄砲水が発生し、市道中村8号線から道道赤平奈井江線の楽生園付近交差点方向への出水により、4日の午前9時ごろより、市道については9時30分までの約30分間、道道については12時30分までの約3時間30分の間、通行どめの措置を講じました。

なお、この出水により、文珠第一地区の民家1軒が床下浸水し、同家屋の裏手にある河川の積みブロックが崩壊するなどの被害が発生したほか、道道の通行車両1台が車体の半ばまで水没し、自走不能となる事態が発生いたしましたが、当該車両及び乗員は速やかに救助されております。

また、中村及び文珠地区において、市営住宅周辺に水がたまり始めたことへの対策として、素堀側溝を施しトラフ内の土砂の除去作業を行ったほか、一部市営住宅において屋根の雨漏り修繕等を実施いたしましたが、いずれも大きな被害には至っておりません。

災害発生の原因につきましては、9月5日に北海道及び市で現地調査を行いました。短時間の豪雨により三坑の沢につながる沼の水のはけ口が崩壊し、鉄砲水となって流れ出したことによるものと思われま。

今後の対策といたしまして、鉄砲水の再発防止に向け、三坑の沢周辺の復旧工事が急務となっておりますが、これは北海道において対策を講じることになっており、早急な対応をお願いしているところであります。

このたび、床下浸水の被害に遭われた1世帯に対しましては、市より災害見舞金を支給し、道路等に流れ出たヘドロ除去作業や二次災害防止のための土のう設置など、応急対策に係る費用については予備費を充用するとともに、河川の積みブロック崩壊部分を修復するため、本日、護岸復旧工事費用に係る追加議案を上程いたしますので、よろしく願い申し上げます。

以上、台風12号と前線の影響による大雨被害につきまして御報告いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

報 告 第 7 号

○議長（山崎数彦君） 日程第5 報告第7号平成22年度決算に基づく歌志内市健全化判断比率についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） ー登壇ー

報告第7号平成22年度決算に基づく歌志内市健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成22年度決算に基づく歌志内市健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて、次のとおり報告する。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため数値が表示されません。実質公債費比率は18.4%で、将来負担比率は115.6%でございます。監査委員の意見書につきましては、別紙のとおりでございます。

以上でございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第7号は報告済みといたします。

報 告 第 8 号

○議長（山崎数彦君） 日程第6 報告第8号平成22年度決算に基づく歌志内市資金不足比率についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） ー登壇ー

報告第8号平成22年度決算に基づく歌志内市資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成22年度決算に基づく歌志内市資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて、次のとおり報告する。

特別会計の名称。

市営公共下水道特別会計、市営神威岳観光特別会計、病院事業会計。

すべての特別会計において資金不足額がないため、数値が表示されません。監査委員の意見書につきましては、別紙のとおりでございます。

以上でございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第8号は報告済みといたします。

議案第37号

○議長（山崎数彦君） 日程第7 議案第37号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） ー登壇ー

議案第37号教育委員会委員の任命について、御提案申し上げます。

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字本町1025番地。

指名、村上智子。

生年月日、昭和51年6月10日。

提案理由は、教育委員会委員、伊達大裕氏が平成23年9月30日をもって任期満了し、退任となるため、新たに任命しようとするものでございます。任期は4年間でございます。

次ページをお開き願います。

村上智子氏の略歴でございます。

本籍地、歌志内市字神威274番地4。

現住所、歌志内市字本町1025番地。

学歴、平成10年3月、砂川市立病院附属看護専門学校卒業。

職歴、平成10年4月、砂川市立病院勤務。

平成13年10月、砂川市立病院を退職されております。

現在、歌志内幼稚園保護者代表として会をまとめ、幼稚園運営に尽力されております。常に子供を中心とした考え方を基本とし、積極的に取り組まれる姿勢は、保護者を初め園関係者からの信望も厚く、その期待は大きなものでございます。

以上、御提案申し上げましたので、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第37号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、これに同意することに決しました。

この際、ただいま任命に同意されました村上教育委員会委員からあいさつをいただくため、暫時休憩します。

午前10時12分 休憩

午前10時14分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

議案第38号

○議長（山崎数彦君） 日程第8 議案第38号休日の拡大等に対応した歌志内市青少年の地域活動推進会議設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦） ー登壇ー

議案第38号休日の拡大等に対応した歌志内市青少年の地域活動推進会議設置条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）の公布に伴い、体育指導委員の名称がスポーツ推進委員に改正されたため、関係条文を整備しようとするものでございます。

これは、昭和36年法律第141号公布のスポーツ振興法が全部改正され、新たにスポーツ基本法が公布されたものであり、半世紀ぶりの全面改正になったものでございます。

次ページの本文に参ります。

休日の拡大に対応した歌志内市青少年の地域活動推進会議設置条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の1ページ上段をごらん願います。

休日の拡大等に対応した歌志内市青少年の地域活動推進会議設置条例（平成4年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第14号中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

これは、第3条の組織の規定で教育委員会が委嘱する推進会議委員の14号体育指導委員の名称を、スポーツ推進委員に改めるものでございます。

本文の附則に戻ります。

第1項は、施行期日でございます。この条例は、公布の日から施行し、平成23年8月24日から適用する。

第2項は、歌志内市の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、定例会資料の1ページ下段をあわせてごらんください。

第2項、歌志内市の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表1中「体育指導委員、日額報酬金額2,000円、費用弁償日額手当の額600円」を「スポーツ推進委員、日額報酬金額2,000円、費用弁償日額手当の額600円」に改める。

これは、別表1中の職種別の欄に標記している体育指導委員の名称を、スポーツ推進委員に改めるものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第38号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

議案第39号

○議長（山崎数彦君） 日程第9 議案第39号歌志内市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） —登壇—

議案第39号歌志内市税条例等の一部を改正する条例の制定について、御提案申し上げます。

議案第39号歌志内市税条例等の一部を改正する条例の制定について。

歌志内市税条例等の一部を改正する条例を別記のとおり制定するものとする。

提案理由は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第83号）の公布に伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市税条例等の一部を改正する条例。

第1条、歌志内市税条例（昭和29年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料で御説明申し上げますので、定例会資料の2ページをごらん願います。

歌志内市税条例等の一部改正に関する資料でございますが、平成23年度の主な改正内容は、平成24年度からの市民税に係る寄附金税額控除額の適用下限額を引き下げる改正のほか、租税罰則の改正に伴う過料及び罰金の上限額を引き上げる改正を行うものでございます。

第26条は、市民税の納税管理人に係る不申告に関する過料の規定でございますが、租税罰則の改正に伴い過料の上限額を引き上げるものでございます。地方税法第302条に基づき、公布の日から起算して二月を経過した日から適用するものでございます。

第34条の7は、寄附金税額控除の規定でございますが、適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げを行うとともに、引用条文を整理するものでございます。地方税法第314条の7に基づき、平成23年10月1日から適用するものでございます。

第36条の2及び第36条の3は市民税の申告の規定でございますが、引用条文を整理するものでございます。地方税法第317条の2に基づき、第36条については平成24年1月1日、第36条の3については平成23年10月1日から適用するものでございます。

第36条の4は、市民税に係る不申告に関する過料の規定でございますが、租税罰則の改正に伴い、過料の上限額を引き上げるとともに引用条文を整理するものでございます。地方税法第314条の5に基づき、過料の上限を引き上げるものについては、公布の日から起算して二

月を経過した日、引用条文の整理に基づくものは平成23年10月1日から適用するものでございます。

第53条の10は、退職所得申告書の不提出に関する過料の規定でございますが、租税罰則の改正に伴い、過料の上限額を引き上げるものでございます。地方税法第328条の8に基づき、公布の日から起算して二月を経過した日から適用するものでございます。

第61条は、固定資産税の課税標準の規定でございますが、引用条文を整理するものでございます。地方税法第349条の3の2に基づき、平成23年10月1日から適用するものでございます。

第65条は、固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料の規定でございますが、租税罰則の改正に伴い過料の上限額を引き上げるものでございます。地方税法第357条に基づき、公布の日から起算して二月を経過した日から適用するものでございます。

第75条は、固定資産に係る不申告に関する過料の規定でございますが、租税罰則の改正に伴い過料の上限額を引き上げるものでございます。地方税法第386条に基づき、公布の日から起算して二月を経過した日から適用するものでございます。

第88条は、軽自動車税に係る不申告等に関する過料の規定でございますが、租税罰則の改正に伴い過料の上限額を引き上げるものでございます。地方税法第449条に基づき、公布の日から起算して二月を経過した日から適用するものでございます。

新第100条の2は、たばこ税に係る不申告に関する過料の規定でございます。地方税法の改正に伴い、申告納税者が正当な事由がなく申告を怠った場合に新たに過料を規定するものでございます。地方税法第475条の2に基づき、公布の日から起算して二月を経過した日から適用するものでございます。

新第105条の2は、鉱産税に係る不申告に関する過料の規定でございますが、新100条の第100条の2と同様に、申告納税者が正当な事由がなく申告を怠った場合に新たに過料を規定するものでございます。地方税法第522条の2に基づき、公布の日から起算して二月を経過した日から適用するものでございます。

第107条は、鉱産税の納税管理人に係る不申告に関する過料の規定でございますが、租税罰則の改正に伴い過料の上限額を引き上げるものでございます。地方税法第530条に基づき、公布の日から起算して二月を経過した日から適用するものでございます。

第133条は、特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料の規定でございますが、租税罰則の改正に伴い過料の上限額を引き上げるものでございます。地方税法第592条に基づき、公布の日から起算して二月を経過した日から適用するものでございます。

新第139条の2は、特別土地保有税に係る不申告に関する過料の規定でございますが、新第100条の2、新第105条の2と同様に、申告納税者が正当な事由がなく申告を怠った場合に新たに過料を規定するものでございます。地方税法第600条の2に基づき、公布の日から起算して二月を経過した日から適用するものでございます。

第149条は、入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪の規定でございますが、租税罰則の改正に伴い罰金刑の上限額を引き上げるものでございます。地方税法第733条の7に基づき、公布の日から起算して二月を経過した日から適用するものでございます。

附則第7条の4は、寄附金税額控除における特例控除額の特例の規定でございますが、適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げを行うとともに引用条文を整理するものでございます。地方税法附則第5条の5に基づき、平成23年12月1日から適用するものでござ

います。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の規定でございますが、年税対象飼育牛の売却頭数2,000頭以内を1,500頭に引き下げるものでございます。その適用期限を平成27年度まで延長するものでございます。地方税法附則第6条に基づき、平成25年1月1日から適用するものでございます。

附則第10条の2は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告の規定でございますが、サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の創設に伴い、都道府県知事が一定の基準に適合していると認めてその登録を行うことから、認定を受けた旨の書類の提出について規定するものでございます。

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律に基づき、平成23年10月20日から適用するものでございます。

附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例。

附則第16条の4は、土地譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例。

附則第17条は、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例。

附則第18条は、短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例。

附則第19条は、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例。

附則第20条の2は、先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例。

附則第20条の4は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例の規定でございますが、それぞれ引用条文を整理するもので、平成23年10月1日から適用するものでございます。

以上の改正に伴い、歌志内市税条例の一部を改正する条例（平成20年条例第10号及び平成22年条例第9号）も一部改正がございますが、内容の整理と適用年月日の延長を行うものでございますので、説明は省略させていただきます。

以上で資料による説明が終わりましたので、本文の附則に戻ります。

附則第1条は、施行期日でございますが、これにつきましては資料で説明いたしましたので省略させていただきます。附則第2条は市民税に関する経過措置、第3条は固定資産税に関する経過措置、第4条は罰則に関する経過措置でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第39号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

議案第40号

○議長（山崎数彦君） 日程第10 議案第40号歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） ー登壇ー

議案第40号歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

議案第40号歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定するものとする。

提案理由は、後期高齢者医療制度の保険料減額措置の継続に伴い、国民健康保険税減免措置の関係条文の整備を行おうとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

歌志内市国民健康保険税条例（昭和52年条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては資料で御説明申し上げますので、定例会資料4ページをごらん願います。

歌志内市国民健康保険税条例の一部改正に関する資料でございますが、制定附則に平成22年度以降の保険税の減免の特例を新たに設けるものでございます。

附則第15項の改正内容は、被用者保険の被扶養者であった者の減免の期間を見直す改正でございますが、後期高齢者医療制度の減額措置の継続にあわせて、国民健康保険税においても当分の間、継続することとしたものでございます。

以上でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第40号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

議案第41号

○議長（山崎数彦君） 日程第11 議案第41号歌志内市消防本部消防署設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西丸消防長。

○消防長（西丸強君）　－登壇－

議案第41号歌志内市消防本部消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、消防庁舎の移転に伴い関係条文を整備しようとするものです。

次ページの本文に参ります。

歌志内市消防本部消防署設置条例の一部を改正する条例。

歌志内市消防本部消防署設置条例（昭和42年条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の5ページをごらん願います。

第2条第2項及び第3条第2項中「位置 歌志内市字本町112番地」を「位置 歌志内市字本町1027番地55」に改める。

これは、消防庁舎の移転に伴い、消防本部及び消防署の所在地が変更することから関係条文を整備しようとするものです。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、平成23年10月13日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君）　これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第41号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君）　御異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 4 2 号

○議長（山崎数彦君）　日程第12　議案第42号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君）　－登壇－

議案第42号財産の取得について御提案申し上げます。

下記により、物品を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。
記。

1、名称・種類・数量、圧雪車、大原DF430型1台。

2、取得の目的、かもい岳スキー場ゲレンデ整備用。

3、取得の方法、指名競争入札。

4、取得予定価格、2,887万5,000円。

5、契約の相手方、新潟県長岡市城岡2丁目8番1号、株式会社大原鉄工所、代表取締役社長大原興人。

提案理由は、圧雪車の取得に当たり、予定価格が2,000万円以上であるため、法令及び条例の定めるところにより、議会の議決を得ようとするものでございます。

なお、圧雪車の使用等の特筆すべき概要につきましては、定例会資料の6ページにございますのでお目通しいただきたいと存じます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） ただいま、提案理由説明がありましたけれども、取得の方法ですけれども、指名競争入札ということになっております。

そこで、これには何社を指名して、そしてこの大原はわかりますけれども、他の会社はどこなのかお伺いたします。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 大原を含めまして2社、特殊機械ということで数が限定されたので2社を指名しました。

もう1社の指名については、ちょっと失念しておりまして、思い出せないということで、ちょっとここは御勘弁お願いします。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩します。

午前10時41分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開します。

森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 大変失礼いたしました。

もう1社は、旭勇産業株式会社、旭川に本社がある会社でございます。

○議長（山崎数彦君） ほかに質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 私も同じ質疑をしようと思ったのですが、原田議員が同じことをやりましたので、私は1点だけ。

指名競争入札の参加者の資格については、地方自治法施行令167条の4によって準用されます。

それで、一般競争入札と随意契約が持っている長所を取り入れた契約方針であります、これにかかわる入札の周知方法はどのようにして相手方にしたのか、それを示していただきたいと思えます。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 入札の周知方法の周知でございますが、電話でお知らせし、すぐにファクスでお知らせ、それと同時に郵送で書類を送付いたしております。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 先ほど2社というお話がございました。それで、2社以外に指名競争入

私は、特に資力、信用、その他において適当と認められる特定の会社となっております。それで、2社以外に特定の会社がなかったのかどうか、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 他に圧雪車の部分を取り扱っている企業といたしましては、大原鉄工所以外に2社ございます。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） そうすると、大原以外に2社あるということになれば3社ございますね。そうすると、その3社のうち2社だけ周知したということはどういうことでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 佐藤産業課長。

○産業課長（佐藤守君） 失礼しました。

私が3社と申し上げたのは、圧雪車の部分を取り扱っている業者ということでありまして、先ほど財政のほうからお話がありましたのは、この機種を扱っている業者が2社ということで、私が答弁申し上げたのは圧雪車全体ということで申し上げました。

よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第42号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 4 3 号

○議長（山崎数彦君） 日程第13 議案第43号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） ー登壇ー

議案第43号指定管理者の指定について御提案申し上げます。

本文に入ります前に、提案内容を資料とあわせて説明させていただきますので、定例会資料の7ページをお開き願います。

この提案は、歌志内市デイ・サービスセンターにおける管理運営を、効果的かつ効率的に行わせるため、管理者の指定につきまして歌志内市デイ・サービスセンター条例第4条第1項及び歌志内市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条の定めにより、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

今回の指定管理者は、歌志内市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の定めにより募集要項を定め、条例第5条第1項第1号の当該施設の性格、規模及び機能によ

り公募することが適さないものと判断し、引き続き社会福祉法人歌志内市社会福祉協議会を公募によらない指定管理者の候補者として選定をいたしました。

既に皆様御承知のとおり、歌志内市社会福祉協議会は歌志内市デイ・サービスセンターを開設いたしました平成7年3月から平成18年3月までは、市の施設運営受託者としてその業務を担い、その後、平成18年4月から3年間と引き続き、平成21年4月から今年3月までの指定管理者となっております。

この間、特段の事故もなく施設の管理運営に当たられ、施設利用者とのトラブルもなく、サービス提供時間の延長など利用者のニーズに対応したサービスの提供が行われてきたところであります。

今回の指定管理者の選定に当たりましては、公募によらない指定管理者の候補者の選定の手続であることから、指定手続条例施行規則第5条に基づく選定委員会の開催を不用とするところでございますが、審査の客観性・公正性を確保するため、選定委員会を開催し、広く意見を求めたところでございます。

選定委員会では、申請書と一緒に提出されました事業計画書、収支計画書の確認を行い、公募時の指定手続と同様に利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上、施設機能が最大限に発揮されるか、維持管理能力、利用者の増につながる施策等、指定手続等条例第4条に定める選定方法に基づき審査をしていただき、選定されたものでございます。

本文に戻ります。

次のとおり、歌志内市デイ・サービスセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1、公の施設の名称、歌志内市デイ・サービスセンター。
- 2、指定管理者となる団体の名称、社会福祉法人歌志内市社会福祉協議会。
- 3、指定管理者となる団体の所在、歌志内市字本町130番地2。
- 4、指定の期間、平成24年4月1日から平成27年3月31日まで。

以上、御提案申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 今の提案説明では、選定委員会を開催したと、そして広く意見を求めたと、こういうような提案説明がありましたけれども、このときの選定委員会は100%選定委員が出席したのか。

それからもう1点は、広く意見を求めるということでございますので、選定委員のほうからいろいろな意見が出たと思うのですけれども、その出た、全部が全部でなくてもよろしいのですけれども、どういう意見があったのか骨子だけお伺いしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） 8月24日に本委員会を開催していただきまして、委員のメンバー中1名が欠席をしております。また、この委員会の中での質問事項でございますが…

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩します。

午前10時53分 休憩

午前10時54分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） この公募に当たりまして、担当所管における評価はどうだったのかということで、会議にも添付いたしました、先ほどの指定管理規則の要綱に基づく内容についての項目ごとの回答を申し上げたところでございます。

また、事業の収支部分の見込みの内容についてどうなのかということと、年々利用者がふえる、減るによって、また、利用者の介護度合いによって報酬額が相当変わります、この辺の部分も含めて今後の見通しはどうなのかということの内容の問いについての質問がございました。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） ほかに質疑ありませんか。

梶敏さん。

○1番（梶敏君） デイ・サービスセンターはいろいろ一生懸命やってくれて、市民の皆さんから歓迎をされている施設、頼りになる施設だという評価があると伺っております。

ここで、引き続きになりますけれども、社会福祉協議会が担っていきたいという話でございます。ただ、今回、新人議員もおられますから、逆に言うと選定委員会というのはどういう方々がなって、このためにだけ選定委員会ができていいのか、それともいろいろななかかわりであるのか、その辺のところをお伺いをしていおきたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 10分間休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時03分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開します。

荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） 選定委員会のメンバーでございますが、副市長、総務課長、財政課長、産業課長、教育委員会事務局次長、そして私ども保健福祉課長、そして学識経験者2名という構成メンバーでございます。

○議長（山崎数彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第43号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

議案第44号及び議案第45号

○議長（山崎数彦君） 日程第14 議案第44号と日程第15 議案第45号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君）　－登壇－

議案第44号、議案第45号の決算の認定につきまして一括御提案申し上げます。

なお、議案第45号につきましては、市立病院事務長から御提案申し上げます。

初めに、議案第44号平成22年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度歌志内市各会計歳入歳出決算について、別添のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定に付する決算は、平成22年度歌志内市一般会計歳入歳出決算、平成22年度歌志内市営公共下水道特別会計歳入歳出決算、平成22年度歌志内市営神威岳観光特別会計歳入歳出決算、平成22年度歌志内市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成22年度歌志内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、以上の5会計でございます。

内容につきましては、各会計決算実績報告書により御説明いたしますので、実績報告書の1ページをお開き願います。

実績報告書の1ページでございます。

平成22年度各会計決算の概要でございます。朗読いたしまして、説明にかえさせていただきます。

平成22年度の決算については、平成21年度1年間で早期健全化規準を下回ることができた実質公債費比率が今後さらに健全な状態となるよう、歌志内市財政健全化計画（第2次計画）に基づき、緊急性・重要性の精査を行い、適切な事業の実施に努めました。

また、財政調整基金へ1億7,000万円の積み立てを行い、不測の事態に対応する財源の確保に努めるとともに、1億5,877万9,000円の市債の繰上償還を行いました。

1、決算規模及び収支の状況。

一般会計以下5会計における歳入歳出決算の総額は、歳入56億6,066万6,000円、歳出53億789万3,000円で、3億5,277万3,000円の黒字となりました。前年度と比較しますと、歳入で3億4,760万4,000円、5.8%の減、歳出で4億7,078万円、8.1%の減となりました。

各会計別の収支は、一般会計で2億5,126万3,000円の黒字、国民健康保険特別会計で1億143万2,000円の黒字、後期高齢者医療特別会計で7万8,000円の黒字となりました。

市営公共下水道特別会計及び市営神威岳観光特別会計については、一般会計からの繰出金等により収支の均衡を図っています。

2、歳入歳出の状況。

（1）一般会計。

歳入で主なものは、地方交付税26億5,616万8,000円（対前年度比3.7%）、国庫支出金7億2,546万6,000円（同じく9.1%）、道支出金1億5,659万1,000円（同じく15.3%）、繰越金1億6,748万円（同じく19.3%）、市債2億7,401万4,000円（同じく66.3%）で前年度を上回りました。

その増の主なものは、地方交付税では、普通交付税が数値急減補正などの増、特別交付税が特殊財政需要額の増、国庫支出金では住宅地区改良事業交付金の増、市債では公営住宅建設事業債の増などとなっています。

一方、市税2億5,485万5,000円（対前年度比マイナス5.4%）、分担金及び負担

金3,898万9,000円（同じくマイナス90.9%）、使用料及び手数料3億1,543万2,000円（同じくマイナス2.4%）、諸収入1億5,796万2,000円（同じくマイナス28.9%）で前年度を下回りました。

その減の主なものは、分担金及び負担金では福祉施設指定管理者による利用料金制導入に伴う減、諸収入では空知産炭地域振興助成金の減などとなっています。

歳出（性質別分析）では、投資的経費が5億5,554万9,000円（構成比12.1%）、義務的経費が24億7,454万9,000円（同じく53.8%）、その他の経費が15億6,682万9,000円（同じく34.1%）となっています。

前年度との比較では、投資的経費が2億4,304万9,000円（対前年度比77.8%）の増、義務的経費が5,461万2,000円（同じく2.3%）の増、その他の経費が5億4,608万9,000円（同じくマイナス25.8%）の減となりました。

投資的経費の増は、歌神地区改良住宅建替事業の増によるもので、その他の経費の減は、救護施設親愛の家の指定管理者制度導入に伴う物件費等の減及び財政調整基金積立金の減によるものです。

（2）特別会計。

4会計合わせて歳入総額は8億1,247万6,000円で、前年度と比べ1億8,295万9,000円（対前年度比マイナス18.4%）の減で、その主な要因は、市営公共下水道特別会計における市債の減によるものです。

歳出では、投資的経費が2,194万円（対前年度比マイナス33.8%）、義務的経費が4億1,043万円（同じくマイナス32.7%）、その他の経費が2億7,859万6,000円（同じくマイナス4.0%）となっており、義務的経費の減の主な要因は、市営公共下水道特別会計における公債費の減によるものです。

3、財政構造（普通会計ベース）。

指数面では、財政の弾力性を測定する経常収支比率は84.2%（前年度84.5%）、財政力の強弱を示す財政力指数は0.122（同じく0.128）、公債費比率は9.4%（同じく13.4%）です。

また、地方債の元利償還金に加え、下水道等の公営企業が支払う元利償還金への一般会計繰出金などを含めて算出した実質公債費比率は18.4%（速報値）です。

4、投資的事業（1件1,0000万円以上）。

庁舎4階建具・床改修工事、中央社宅2号線道路改良工事、歌神地区改良住宅建替事業、高規格救急自動車整備事業、消防庁舎改修事業、旧ショッピングセンター建物取得、第1ペアリフトロープ交換工事。

次の5、各会計補正予算以下の説明につきましては、省略させていただきます。

以上が、平成22年度各会計決算の概要でございます。

○議長（山崎数彦君） 加津市立病院事務長。

○市立病院事務長（加津武君） 一登壇一

続きまして、議案第45号平成22年度歌志内市病院事業会計決算の認定について御提案申し上げます。

平成22年度歌志内市病院事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成22年度歌志内市病院事業会計決算について、別添のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

内容につきましては、平成22年度歌志内市病院事業決算書により御説明いたしますので、

病院事業決算書の9ページをお開き願います。

平成22年度歌志内市病院事業報告書でございます。朗読いたしまして、説明にかえさせていただきます。

平成22年度歌志内市病院事業報告書。

1、概況。

(1) 総括事項。

本年度は、昨年度に引き続き、国の「公立病院改革プラン」による病院経営の改善等を踏まえ平成21年3月に策定した「歌志内市立病院経営健全化計画」を病院運営の指針として自治体病院としての使命を果たすべく、地域医療の確保と収支改善による経営の健全化に取り組んでまいりました。

また、医師体制においても昨年同様、嘱託医師を含めた医師の固定化により診療体制に支障が出ないように努めてまいりました。

経営面では、3年ごとに納付することになっている退職手当組合追加負担金などで給与費が増となりましたが、材料費の薬品購入の減や前年度実施した備品修繕費の減による経費の減など、支出の減が収支状況に大きく反映されました。

患者動向による収入状況では、外来収益にあっては患者数の減少から厳しい経営を強いられ、入院収益にあっても、患者数の増の反面、医療必要度の高い入院患者の減により前年度実績を下回ることになりました。

結果として、収入減を上回る支出の減により、当年度純利益として760万2,000円を計上することができ、累積欠損金が8億2,630万9,000円で本年度の事業運営を終えた次第であります。

(ア) 患者の状況。

年間延べ入院患者数は2万1,176人(1日平均58.0人)で、前年度より477人(1日平均1.3人)の増加、また、外来患者では1万6,439人(1日平均67.7人)で、前年度より856人(1日平均3.8人)の減少であります。

(イ) 財政状況。

(収益的収入及び支出)。

本年度の財政状況につきましては、消費税及び地方消費税控除後の金額で計上しております3ページの損益計算書及び19ページ以降の附属書類により御説明申し上げます。

収益的収支につきましては、総事業収益が5億5,639万1,000円で、内訳は、医業収益が4億1,684万4,000円、医業外収益が1億3,954万7,000円であります。総事業収益を前年度と比較いたしますと445万2,000円の減であります。その内訳は、医業収益の入院収益が281万6,000円の減、外来収益が57万4,000円の減、その他医業収益が116万4,000円の減で、医業収益総体では455万4,000円の減であります。医業外収益は、他会計補助金で一般会計繰入金が増により306万7,000円の増、負担金交付金が288万3,000円の減、その他医業外収益が8万2,000円の減で、医業外収益総体では10万2,000円の増であります。

一方、総事業費用は5億4,878万9,000円で、内訳は、医業費用が5億3,259万8,000円、医業外費用が1,619万1,000円であります。

総事業費用を前年度と比較いたしますと528万5,000円の減で、その内訳の主なものは、医業費用の給与費が772万7,000円の増、材料費が277万5,000円の減、経費が724万8,000円の減、減価償却費が284万2,000円の減、資産減耗費が115万

3,000円の増、研究研修費が6万6,000円の増で、医業費用総体では391万9,000円の減であります。医業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費が81万8,000円の減、雑損失が54万8,000円の減で、医業外費用総体では、136万6,000円の減であります。

（資本的収入及び支出）。

資本的収支につきましては、2ページの決算報告書及び22ページの附属書類の消費税及び地方消費税込みの金額にて御説明いたします。

総収入額は6,448万6,000円で、内訳は、出資金が6,286万6,000円、他会計繰入金162万円であります。総支出額は、総収入額と同額の6,448万6,000円で、内訳は、建設改良費が162万円、企業債償還金が6,286万6,000円であります。

以上、病院事業会計の平成22年度事業概況でございます。

議案第44号と議案第45号の決算の認定につきまして、一括御提案申し上げました。よろしく御願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、議案第44号平成22年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について及び議案第45号平成22年度歌志内市病院事業会計決算の認定について一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、議長及び監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の審査に付することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第44号及び第45号については、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の審査とすることに決定いたしました。

議案第46号及び議案第47号

○議長（山崎数彦君） 日程第16 議案第46号と日程第17 議案第47号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） ー登壇ー

議案第46号の一般会計補正予算につきまして御提案申し上げます。

議案第46号平成23年度歌志内市一般会計補正予算（第3号）。

平成23年度歌志内市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,374万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億2,071万6,000円とする。

2項は省略いたします。

4ページをお開き願います。

事項別明細書の歳出から御説明いたします。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳出）。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費9節旅費14万5000円の増額補正は、全国市長会役員就任に伴う出張旅費の増であります。

6目財産管理費13節委託料48万3,000円の増額補正は、北海道から買収を予定しております特別養護老人ホーム敷地約3,000平方メートルに係る用地測量費であります。

15節工事請負費24万3,000円の増額補正は、文珠しらかば団地内の支障となっている白樺の木の剪定11本と伐採7本に係る費用であります。

13目諸費23節償還金利子及び割引料204万2,000円の増額補正は、平成22年度障害者自立支援給付費負担金等の清算に伴う道支出金返還金であります。

次に、3款民生費1項社会福祉費3目障害者福祉費19節負担金補助及び交付金28万7,000円の増額補正は、次ページの通所サービス利用促進負担金の増で、障害者支援施設、奈井江ほか6事業所分に係るものであります。

4ページに戻りまして、20節扶助費40万円の増額補正は、障害者福祉サービス費等の相談支援事業所虹に係る相談支援の増11万8,000円と、次ページの美唄光生園ほか5事業所分の新事業移行促進の増6万7,000円、砂川希望学院ほか2事業所分の事務処理安定化支援の増21万5,000円であります。

次に、3項1目とも生活保護費13節委託料1,603万4,000円の増額補正は、電算システム改修委託料が1,309万4,000円、電算システム整備委託料が294万円です。なお、本件については歳入の国庫支出金で同額を計上しております。

次に、7款1項とも商工費2目産炭地振興対策費19節負担金補助及び交付金3,540万円の増額補正は、新産業等創造事業助成補助金で、内訳は、高性能複層ガラス製造ライン新設事業として、歌志内興産株式会社に対し3,060万円、スポーツ施設アリーナ活性化推進事業として老朽化した暖房設備を改修するため、株式会社歌志内市振興公社に対し490万円を補助しようとするものです。なお、本件につきましては、歳入の諸収入で同等額を計上しております。

また、定例会資料12ページに助成事業の概要を掲載しておりますので御参照を願います。

5目公園費28節繰出金840万円の減額補正は、市営神威岳観光特別会計に対する繰出金で、その会計のところで御説明いたします。

6目観光費15節工事請負費256万2,000円の増額補正は、老朽化に伴う道の駅附帯施設屋根改修工事です。

次に、8款土木費5項住宅費1目住宅管理費19節負担金補助及び交付金100万円の増額補正は、次ページの住宅改修促進助成事業補助金で、1件10万円を10件分追加するものであります。

22節補償、補填及び賠償金80万円の増額補正は、神威桜ヶ岡地区改良住宅5戸分の移転補償金であります。

次に、9款1項とも消防費2目非常備消防費19節負担金補助及び交付金136万8,000円の増額補正は北海道市町村総合事務組合負担金の増で、これは東日本大震災に伴う消防団員等公務災害補償等共済基金掛金の引き上げに伴う引き上げによるものであります。

4目防災費11節需用費88万8,000円の増額補正は、年次計画により防災備蓄品を整備しようとするものです。本年度購入予定の防災備蓄品の内訳は、毛布150枚、給水バッグ50セット、アルファ米1セット、乾パン50缶であります。

次に、15款1項1目とも予備費49万6,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整によるものでございます。

続きまして、事項別明細書の歳入を御説明いたしますので、2ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳入）。

13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費負担金1節障害者自立支援給付費負担金5万9,000円の増額補正は、障害福祉サービス費等の相談支援の増によるものであります。

2項国庫補助金1目民生費補助金3節セーフティネット支援対策等事業費補助金1,603万4,000円の増額補正は、生活保護電算システムの改修及び整備に係るものであります。

次に、14款道支出金1項道負担金1目民生費負担金1節障害者自立支援給付費負担金2万9,000円の増額補正は、障害福祉サービス費等の相談支援の増によるものであります。

2項道補助金1目民生費補助金4節障害者自立支援対策推進費補助金42万6,000円の増額補正は、障害者自立支援対策推進事業の増で、通所サービス利用促進が21万5,000円の増、新事業移行促進が5万円の増、次ページの事務処理安定化支援が16万1,000円の増であります。

次に、19款諸収入3項8目10節とも雑入3,720万円の増額補正は、空知産炭地域振興助成金の増であり、内訳は、高性能複層ガラス製造ライン新設事業が3,060万円、道の駅附帯施設屋根改修が170万円、アリーナ暖房設備改修が490万円であります。

以上で、議案第46号の一般会計補正予算の事項別明細書を含めての説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、議案第47号の歌志内市営神威岳観光特別会計補正予算につきまして御提案申し上げます。

議案第47号平成23年度歌志内市営神威岳観光特別会計補正予算（第1号）。

平成23年度歌志内市営神威岳観光特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正予算）。

第1条歳入歳出予算の総額は、変更なし。2項は省略いたします。

2ページをお開き願います。

事項別明細書の歳出から御説明いたします。

市営神威岳観光特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳出）。

1款1項ともスキー場事業費1目スキー場運営費の補正は、財源区分の変更であります。

続きまして、事項別明細書の歳入を御説明いたします。

市営神威岳観光特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳入）。

1款1項とも繰入金1目1節とも一般会計繰入金840万円の減額補正は、歳入歳出予算の調整により一般会計に繰り戻すものであります。

次に、2款諸収入1項1目1節とも雑入840万円の増額補正は、空知産炭地域振興助成金の増であり、当初予算の歳出に計上のかもい岳スキー場リフト整備工事以下4工事の財源となるものであります。

以上で、議案第47号の市営神威岳観光特別会計補正予算の事項別明細書を含めての説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、議案第46号平成23年度歌志内市一般会計補正予算（第3号）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） まず、4ページの財産管理費委託料で調査設計委託料、測量委託料で、今の提案説明では道有地を買い上げるために測量をするということでございました。

そこで、何平米あるかちょっとわかりませんが、どうしても買わなければならない理由があるのかが1点目です。

恐らく今、道有地ですから賃貸契約をやっていると思うのです。それで、その契約の中に、恐らく何平米あるから土地代は幾らだよということで払っているのではないかという気がするのです。そうしますと、わざわざ測量をしなければならないのか。ということは、さっきも言いましたように道有地ですから、賃貸契約をやって、何平米あるから年何ぼだよということで払っているのではないかという気がするのです。その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

それから7ページ、補償、補填及び賠償金の補償金でございますけれども、単独事業移転補償金80万円で、先ほど桜ヶ岡の5戸と申しました。もう既に5戸移りますよという申し込みがあるのか。あるいは、あるだろうということで予算を計上したのか、まずお伺いしたいと思います。

それで、この移転については、恐らく公営住宅等長寿命化計画に伴うのではないかと私は考えております。それで、だとすれば、再度質問をいたしますけれども、8月29日に歌志内市公営住宅等長寿命化計画に伴う住宅説明会の開催ということで桜ヶ岡でやっております。それで、これはなぜ桜ヶ岡だけをターゲットにしたのか。説明会については桜ヶ岡だけで終わるのか、以後どういう計画を持っているのかお伺いをいたします。

2点目といたしまして、説明会の案内状にはいろいろ書いてあります。それで、ちょっと出席した人の話を聞くと、こういう説明会がありますよということで招集をした結果、長寿命化計画については内容がほとんど説明をされていなかったと。それで、課長がお願いをするということで、桜ヶ岡は住宅が古くなりましたよと、それで修繕費がかかりますと、それからロードヒーティングもお金もかかりますと、そういうことで、何とかあいている住宅に下がっていただきたいというのか、そういうことで、大体5年以内だというような話があったようです。これは人から聞いたからちょっとわかりませんが、そういう話があったようです。

そこで、入居者の話を聞きますと、長寿命化の説明はほとんどなくて、市の一方的な一方通行のような感じがしたと。市の押しつけで入居者の意思を、全くとは言いませんけれども、ほとんど無視されたということをお伺いしております。

それで、この長寿命化計画を見ますと、将来は桜ヶ岡地区につきましては用途廃止ということになっていきますね。それで、ずっといきますと、31年、32年ですか、31年にこの三角で4、それから32年に8、12戸ということで、この長寿命化計画に載っております。

それでは、なぜ5年というのか、そういうふう限定をして、5年で移ってくださいというようなことを言ったのか、その辺をお伺いをいたします。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 測量委託料ということで思っておりますが、今、原田議員の質問の中で、どうしても買わなければならない必要性ということについては荒岡課長のほうから御答弁申し上げるということで、私のほうからは、今現在は道有林を借りております。その面積は約4,600平米でございます。そのうち3,000平米を測量しようとするものでございまして、現在の賃貸料は年額3,000円でございます。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） 購入の必要性ということでございますが、平成21年に社会福祉法人北海道光生舎にしらかば荘を指定管理ということで、現在運営してございますが、指

定管理者のほうから施設の内部改修等の要望がございまして、この要望について、当時、空知支庁にこの旨の打診を申し上げたところ、この工事の内容が相当な額になります。いろいろな箇所の工事を一遍にやりたいという要望があって、かなり高額な金額になったわけで、この部分を打診したところ、人様の建物ですね、指定管理、自分の建物でないものに対してこんな法外な投資をしていかなものかということで、空知支庁のほうから待ったの返事をいただいた経緯があります。

それで前段、これと同時に、親愛の家の指定管理の部分がありましたけれども、私どもとしては当該施設を将来的には施設譲渡をしたい意向がありましたので、この部分の底地ですね、今申し上げましたように、土地は北海道の土地ということで借地なものですから、これを譲渡をするに当たって借地の部分が又貸しということが不可能でございまして、購入したいという意思を持って今回の部分に来たわけでございます。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 桜ヶ岡の住宅の説明会の関係でございまして、まず、この事業につきましては、歌志内市公営住宅等長寿命化計画に基づいて、来年から始まる件につきまして前年度に説明ということで桜ヶ岡地区に入ったわけでございます。

この5件の予算につきましては、本年度に既に協力していただけると、移転について協力していただけるという方の意思表示が4件ございましたので、5件ということで予算をとった次第でございます。

この説明会の内容でございまして、29日の午後6時から行いました。対象33世帯中22の世帯の方が出席していただきました。

説明の内容につきましては、長寿命化計画の一連の内容につきまして説明したつもりでございます。いずれにいたしましても、引っ越し、移転をしていただく皆様方の御心情をいろいろ考えながら親切に説明した次第でございます。

まず、冒頭、ここにてんまつがございましてけれども、この長寿命化計画に当たっての委員会の組織の説明をしまして、今後、将来に向けた、10年に向けた市全体の住宅の計画を話したわけでございます。新築ばかりでなくて、維持、修繕を行いながら延命を図ってコンパクトなまちづくりをするということのお話をいたしました。

その中で、今回、対象地区は桜沢地区も含めておりますが、歌神につきましてはもう既に移転、建てかえ等も行っているわけでございます。特に改良住宅、とりわけロードヒーティング等、公的なメンテがかかる部分は桜ヶ丘地区でございまして、今現在も52のところを32ということで、半分まではいっていないですけれども空き家が多いということもありまして、先に説明会に入った次第でございます。後に桜沢地区も入るように計画したいと思っておりますが、まず最初に桜ヶ丘地区に入った次第でございます。

全維持管理の目標戸数ですか、そういうものの数字を言いながら、本当に皆様方には御不便といえますか、いろいろな面で御迷惑をおかけいたしますがということで、来年から5年間の中でということをお話をしたところでございます。

余り長い期間を言いますと、引っ越しの準備等も5年以内あればいいのかなということでお話をした限りでございまして。意見としては、長過ぎるのではないかなという意見も出た次第でございます。3年でいいのではないかなという意見もございました。市といたしましては、5年の中で移転を考えていただきたいと。ただ、これは強制的で5年ということではございません。それぞれ事情があれば協議してまいりたいということでお話をした限りでございまして。

一方的な話といえますか、いろいろ質問を受けながらやったつもりではございますが、質問

の内容も市外に転出してもいいのですかとか、いろいろここにてんまつがございますけれども、いろいろ質問等がございました。

内容的にはそのような内容で、今回5件の予算を計上させていただきまして、単独事業ではございますけれども、来年からは何とか補助事業のベースに乗せられるようなことで北海道のほうと協議をしてみたいということで、今回、前倒しといたしますか、年度内に協力してもいいよということを伺ったものですから、こういうことで年内に引っ越しの協力をさせていただくということで予算を計上したところでございます。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） まず、道有林の測量のことでお伺いをいたします。

先ほど答弁をいただきました。それで、3,000平米を買うということになるというような答弁を聞いたのですが、まず、それを確認しながらお伺いをいたします。時にそういうことであれば、これは今、非常に歌志内も財政が苦しくて大変だという、私はそういう認識を持っておりますけれども、このぐらいの測量ということになると、委託しなければいけないのか、職員で測量できないのかということをもう1回お伺いをいたします。

それから、長寿命化計画のことでございますけれども、先ほど私言いましたように、そうしますと長寿命化計画については、それぞれ32年までありますよね。そうしますと前倒しという話もありましたけれども、どんどんこの寿命化計画、桜ヶ岡ばかりではないのですけれども、これは桜沢もありますし、中央団地もありますけれども、考え方としては30、31、32年ということでそれぞれやる計画になっていきますけれども、考え方としては、それぞれの事情によって32年までかけないで、前倒しできるものはどんどん前倒ししていくという考えなのか、その辺をお伺いをいたします。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 測量の件でございますが、今回3000平米ということで、いわゆる荒廃地に大きな道有林がございまして、その分筆測量ということでございます。

職員でできないかということでございますが、実際、測量士はいるのですが、この大きな部分の測量となると、やはり普段から専門的な業務に携わっていなければなかなか難しいのかなと思います。

この後、地積測量図とかも書きますので、土地家屋調査士という部分がどうしても必要かなと思います。こういった部分で委託で34万ですか、これを計上させていただいているところでございます。

もう1点、長寿命化計画でございますが、今、議員さん言われるように32年度まで、23年から10年間計画どおり進めたいと思いますが、基本的にはハードものとかそういうものは前倒しというのはどうかと思いますが、今回につきましては、なるべく早く行動を起こすことによって、もし入居者の方が御協力していただければということであれば、少しでも早いロードヒーティングの打ち切りとかそういうこともできますので、あくまでも住民の方とその辺は同意を得ながら進めていけるものは進めたいということで、今回、本来であれば補助事業の中で引っ越し代を持てればいいのですが、単独費で大変恐縮でございますけれども、そういう部分については年度内にやらせてもらいたいということで考えております。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） もう一度、住宅のことで、土地、両方です。

測量をして、恐らく買うとすれば来年度の予算だと思うのです。そうしますと、買うとすれば、道と平米何ぼで買うのかということは、大体話がついているのか、その辺をまずお伺いを

いたします。

それから、転居の関係なのですけれども、説明会では何地区は何件あいていますよ、何地区は何件あいていますよと。ですので、恐らく、今、入居している方の希望で、どこどこ入りたいといったら希望で入れるのだと思うのです。ですけれども、何か話によっては抽せんになる場合がありますよということを言っていたという話なのです。

ということは、そういうことで市の都合で移転してもらうわけですから、抽せんではなくて、例えば本人がここの住宅に入りたいということであれば、例えば、桜ヶ岡の人間が二人がそこに入りたいといったら、これは抽せんになると思うのですけれども、一般公募のものと合致した場合には抽せんになりますよというような話をしたというのですけれども、その辺、確認をしたいのですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 道有地の件で、測量費のことでございますが、ただいま北海道のほうとその金額につきましては協議中ということでございます。したがって、金額はまだわからないという状況でございます。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 抽せんになりますよという例でございますが、例えば、比較的新しい住宅につきまして、公募をしまして、その公募をした住宅が複数いた場合、そこにこの移転の方が入りたいという場合は抽せんになりますよと。そこがだれもいなくて、いわゆる抽せんにならない住宅は特定入居できるよという話をしました。ここに4人、5人が抽せん今、手を挙げているところに市の政策だから入りますよということではなくて、それは抽せんになりますと。ただ、翌月にその住宅があいて、そこが抽せんになっていない場合は、そこを優先して入りますよという説明をしたところでございます。

○議長（山崎数彦君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第46号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第47号平成23年度歌志内市宮神威岳観光特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第47号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。
したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

散 会 宣 告

- 議長（山崎数彦君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。
本日は、これにて散会いたします。
御苦労さまでした。

（午後 0時00分 散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 山 崎 数 彦

署名議員 梶 敏

署名議員 女 鹿 聡